

国保のこれから



～国民健康保険の“これから”を考える～



令和8年4月17日に、「戸田市国民健康保険運営協議会」(※)の会長から戸田市長に、「戸田市国民健康保険税の税率改正」について答申書が提出されました。戸田市ではこの答申をもとに、今後の対応についてさらに協議を進めていきます。

この答申は、国民皆保険(※)の中核を担う国民健康保険について、将来にわたり安定的かつ持続的運営のために、重要な内容となっていますので、令和8年度中に毎月、この「国保のこれから」を発行し、国保の現状や課題のほか、答申に至った背景などを図表等を用いて、わかりやすく説明していきます。第1号では、答申書の内容を紹介します。【→次ページ以降】

戸田市国民健康保険の税率改正に関する答申の内容

戸田市国民健康保険運営協議会(※)において、令和7年度は4回に渡り、市の国保の課題などを協議してきました。

令和7年12月に、市長から「保険税の税率改正」に係る諮問を受け、慎重に協議を重ねてきた結果、令和8年4月17日に当該協議会から市長に答申書が提出されました。その内容は以下のとおりです。



広報6月号特集記事
「国民健康保険の
これからを考える」



市ホームページ
「国民健康保険税率
の統一について」



背景

国保の 必要性

国民健康保険（以下「国保」という。）は、病気やケガの際に安心して医療を受けられるよう「国民皆保険制度」(※)を支える重要な役割を担っており、被保険者の健康の保持増進と地域医療の確保のため、将来にわたり持続可能なものとしていく必要がある。

国保の 現状と課題

しかしながら、国保は、産業構造の変化に伴い、現在では無職者や高齢者の加入割合が高いため、被用者保険(※)に比べて医療費水準が高い一方、所得水準が低く、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の負担能力の乏しい被保険者が多い傾向にあるという構造的な課題を抱えている。

国・県 の取組

国の制度改革により平成30年度から都道府県が国保の財政運営の主体となったことに伴い、国民健康保険法に規定する都道府県国民健康保険運営方針により、都道府県と各市町村が共通認識を持って事業を実施することとなった。埼玉県においては、令和5年に策定された埼玉県国民健康保険運営方針(※)（第3期）（以下「県運営方針」という。）に基づき、市町村は以下の目標を達成することが明記された。

- 令和8年度までに一般会計からの法定外繰入(※)（赤字）の解消
- 令和9年度までに埼玉県が提示する市町村標準保険税率(※)（以下「標準税率」という。）とおりの保険税率を設定する県内「準統一」(※)
- 令和12年度に保険税率の県内「完全統一」(※)

戸田市の 取組と課題

本市では、令和4年度及び令和5年度に、保険税率の改正を行ったものの、被用者保険(※)の適用拡大等により被保険者数が減少する一方、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、1人当たり医療費は増加の一途をたどっていることから、標準税率(※)と本市の現行の保険税率は大きく乖離しており、一般会計からの法定外繰入(※)を実施せざるを得ない状況が続いている。国保制度の運営における財源の不足分を一般会計からの法定外繰入(※)に依存し続けることは、被保険者以外の市民も継続的に負担していくことになる。

戸田市の 更なる取組と 全国の動向

これらを踏まえ、当協議会において審議を重ねてきたところであるが、各市町村の標準税率は、医療費水準の市町村格差は反映せず、市町村ごとの所得等を基に算定される中で、本市は他市町村に比べ、「被保険者一人当たりの医療費は低い、一人当たりの所得が高いため、標準税率が高くなる」という課題もあり、更なる税率改正については慎重に協議してきた経緯がある。しかしながら、令和9年度の県内「準統一」(※)が迫っている中、国の「保険料水準統一加速化プラン」(※)により、同一都道府県内のどこに住んでいても、世帯構成と所得水準が同じであれば同じ保険税負担となる保険料水準の完全統一(※)を目指すことが示されたところである。税率改正は本市だけではなく、日本全国共通の課題として、全ての自治体が取組んでいるところである。

答申内容

(1)

県運営方針(※)では、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入(※)の解消を求めているが、本市の標準税率(※)が他市町村に比べ高いという課題などがある中で、令和8年度は被保険者に対し、保険税率の改正の必要性等について、丁寧に説明することに重きを置くべきである。

(2)

本市の国保の厳しい財政状況のほか、国保制度が抱える課題を解決するための国や埼玉県の方針、全国的な動向などを総合的に勘案し、令和9年度から埼玉県が提示する標準税率(※)とおりの保険税率に改正することはやむを得ないものとする。

附帯事項

(1)

被保険者への周知の徹底

…税率改正がやむを得ないことなどに関する、より分かりやすい丁寧な周知の徹底

(2)

収納率向上対策の推進

…収納率の更なる向上に積極的・継続的に努めること

(3)

保健事業の効果的な実施と医療費の適正化

…被保険者が参画しやすい保健事業の創意工夫や、被保険者自身の健康意識の向上

(4)

国への要望

…国保の財政基盤の強化と低所得者層への負担軽減策の拡充を図るため、国庫負担の更なる引き上げを行うよう引き続き国に要望すること

用語説明

【掲載内容の（※）を説明します】



戸田市国民健康保険
運営協議会

市の国保の運営に関して、市長への答申（市長から求められた意見に対する回答）を行う市の諮問機関。委員は被保険者、保険医・保険薬剤師などを代表する計15名で構成。

国民皆保険制度

病気やケガをした際の経済的負担を軽減し、安心して治療が受けられるよう、全ての方が公的な医療保険に加入する制度。

被用者保険

企業に勤めている従業員など、雇用されている方を対象とする医療保険。

埼玉県国民健康保険
運営方針

埼玉県と市町村が一体となって国保を運営していくための指針。「一般会計からの法定外繰入の削減」「保険税水準の統一」「医療費の適正化」などを掲げ、市町村とともに持続可能で安定的な国保の運営を図っていくこととしている。

一般会計からの法定
外繰入（赤字）

国民健康保険の歳入不足を補うため、法律で決められた以外の目的で、一般会計から国民健康保険特別会計に資金の補填をするものであり、事実上の赤字となる。一般会計からの繰入をすることは、国民健康保険被保険者以外への財政負担を強いることになるので、削減・解消が進められている。

市町村標準保険税率

埼玉県内統一の算定方式として、市町村ごとの収納率格差を加味して算出された保険税率（例年11月以降に翌年度の標準税率を県が決定します。令和9年度の標準税率は、現時点で決定していません）。

「準統一」

市町村標準保険税率とおりの賦課を行うことであり、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）にて令和9年度を目標とする。

「完全統一」

全国統一の算定方式により算出された保険税率（都道府県標準保険税率）とおりの賦課を行うことであり、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）にて令和12年度を目標とするもので、埼玉県内の市町村は同一の税率となる。

「保険料水準統一加
速化プラン」

令和6年度から令和11年度までを保険税水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と国が位置付け、国保財政の安定性と住民負担の公平性の確保に向けた取組を定めたもの。



お知らせ

～普通徴収は、口座振替が原則です～

詳しくはこちら→

